高齢者福祉施設 施設長 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

介護報酬算定に当たっての留意事項(誤りやすい介護報酬の算定例)について(周知)

標題の件について、これまでの運営指導等でみられた誤りやすい介護報酬の算定例をまとめましたので、下 記のとおりお知らせいたします。

各事業所におかれましては、内容を確認いただき、必要に応じて自主点検を行うとともに、報酬算定に遺漏がないようお願いいたします。

記

1. 資料

「介護報酬算定にあたっての留意事項(誤りやすい介護報酬の算定例)【施設系・居住系・短期入所等)】」 (令和6年3月15日)

2. 市ホームページ掲載先

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > お知らせ > 福岡市の介護報酬算定等に係る考え方・方針について > 1. 福岡市Q&A <市ホームページ掲載先URL>

https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/5-3_kanngaekata.html

3.注意事項

- 令和6年度介護報酬改定により算定要件が変更となるものについては、新要件に従って算定を行ってく ださい。
- 自主点検により、誤った算定を確認した場合には、本市に報告の上、速やかに過誤調整を行ってください。